

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第4期美幌町自治推進委員会（第4回）
開 催 日 時	平成30年9月18日（火） 18時30分 開会 19時43分 閉会
開 催 場 所	議会議事棟 第1・2議員控室
出 席 者 氏 名	山野寺委員、大平委員、志布委員、村口委員、加藤委員、熊崎委員、伊藤委員、梅津委員
欠 席 者 氏 名	大野委員、疋田委員
事務局職員職氏名	広島総務部長、小室政策担当主幹、伊藤政策担当主査、長尾政策担当
議 題	1 自治基本条例の見直しについて 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	—
会 議 資 料 の 名 称	・美幌町自治基本条例及び逐条解説の見直しについて ・美幌町自治基本条例見直しチェックシート ・平成30年度スケジュール ・美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申）
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	本日、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。時間は若干過ぎましたが、これより第4回目の美幌町自治推進委員会を開催させていただきたいと思います。 自治基本条例の見直しについて2回3回と協議をいただいているところですが、この中にご説明を申し上げておりました議会の自治基本条例に対する考え方、これが今回、提案がありましたので、後ほど説明をさせていただきますけど、ご検討いただきたいと思っていますところ。それでは最初に、村口会長よりご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
村口会長（司会）	皆さん改めてお晩でございます。 夜のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。前回より若干多くて良い意見が出るのではないかと思います。その点は、希望を持ってやって行きたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは議題に入りたいと思います。「美幌町自治基本条例の見直しについて」、本日は前回からの残りの部分であります、第7章の議会についてと、今回の見直し検討に伴って議会から提案がありましたので、その提案内容と、推進委員からの提案意見について説明させていただきますので事務局より説明をお願いしたいと思います。
長尾政策担当	（１）美幌町自治基本条例の見直しについて はい。皆さま、お疲れさまです。それでは、本日の議題に入る前に、先に資料の確認をさせていただきます。今までの会議において使用している資料をお持ちくださいとお知らせしておりますが、こちらの「美幌町自治基本条例見直しチェックシート」と「美幌町自治基本条例逐条解説」はお持ちでしょうか。それと、本日配布させていただきました、こちらの「議案」、書類番号1の2枚物の資料、書類番号2の「見直しチェックシート」こちらは委員の方から意見をいただいている部分を抜粋しております。続いて書類番号3の「スケジュール（予定）」、そして最後、書類番号4の「美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申）」という資料です。皆さん、ありますか。 それでは早速議題1の「美幌町自治基本条例の見直しについて」を説明させていただきます。こちらの見直しについては多少省略しながらではありますが、前回、前々回において、ほぼ全ての条例について説明をさせていただきました。本日は、第7章の議会から進めさせていただきますので、逐条解説の18ページをご覧ください。 前回の会議において説明しましたが、議会についてということで、こちらは、この自治基本条例の策定段階に議員の方が委員として参加していたのですが、この自治推進委員会には議員の方が委員として参加していないため、議会の方へ意見を求めておりました。その結果、議会より提案がございましたので、後ほど説明をさせていただきます。 それでは、この議会の部分には、「町民」と密接に関わる部分がありますので、まず先にそちらについて説明させていただきます。逐条解説の19ページをお開きください。第29条「町民との情報共有と町民参加」について説明させていただきます。 第29条、「議会は、その運営に当たっては、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとします。」とあります。この考

	え方としまして、議会での審議の充実、活発化を図るためには、議会が専門的な知見を有する者の識見、あるいは直接民意を聴取し、その意見や知恵を活用することが必要であり、審議においては、参考人制度や公聴会制度を活用することを規定しています。 なお、この参考人制度というものは、議会の本会議などにおいて、参考人と呼ばれます、意見や知識を持った者に出席を求め、その意見を聴くことが出来るというものです。 また、公聴会制度というのは、重要な議案がある際などに開き、利害関係を有する者や、学識経験者から意見を聴くというものです。 次の第2項には、「議会は町民からの、請願、陳情を政策提案と位置付け、その審議において必要な場合は、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない」と規定されております。こちらは、解説にもあります通り、「議会は、町民の声をしっかりと町政に反映させるため、請願、陳情を町民からの単なるお願いではなく、政策の提案として位置付けることによって重みを持たせ、その内容等を十分に把握する必要があるため、審議において提案者から意見を聴く機会を設ける」ことを規定しています。また、請願や陳情というものは、町の機関に対して意見や希望を述べるということです。 続きまして第3項には、「議会は、町民との意見交換の場を年1回以上設ける」ということを規定しております。こちら意見交換の場については、次の第4項に規定されており、「議会は、町民との情報共有を図るため、議会報告会を年1回以上開催し、町民の意見を聴取して議会活動に反映させる」ということが書かれております。この、議会報告会・意見交換会は、昨年は4回、28年度は6回行われており、今年も既に2回開催されており、11月にも開催する予定となっております。 なお、議会報告会というのは、議会としての日常の活動内容を町民に報告することを目的として開催されるものとなっております。 最後、第5項です。こちらには、「議会内で何がどのように議論され、その結論に至ったのかを町民に情報提供する責務があるため、広報誌の発行、インターネットによる議会中継の実施等により議会や議員活動の情報提供を図り、情報を町民に提供する」ということを規定しております。 なお、委員の皆さまも見たことがあるとは思いますが、議会では、毎年度4回、「びほろ町ざかい」という広報誌を発行しておりまして、インターネットによる本会議のライブ中継は既に実施しております。 以上で第29条の説明を終了いたします。
村口会長（司会）	ただ今事務局から説明ありましたが、何かご質問はありますか。ないですか。加藤委員何か質問ありませんか。
加藤委員	特にありません。
村口会長（司会）	梅津委員は何かありませんか。
梅津委員	大丈夫です。
村口会長（司会）	副会長何かありませんか。
熊崎委員	今の段階ではありません。
村口会長（司会）	なければ、引き続き事務局から説明をお願いします。

長尾政策担当

続いて、書類番号1「美幌町自治基本条例及び逐条解説の見直しについて」という資料をご覧ください。こちらが先ほど説明させていただきました、議会からの提案事項となっております。事前配布することが出来ませんでしたので、内容について詳しく説明させていただきます。

まず、改正を提案する理由としまして、こちらの(1)に書いてあります通り、「美幌町の最高規範である美幌町自治基本条例第5条では、議会や行政が保有する町政に関する情報は、町民との「共有財産」であり、「情報の共有」が町民主体の自治を実現するための基本である」と定めています。

議会は、行政から提案される政策等を審議するには、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における政策形成過程における論点、争点を明らかにする責務があります。そこで、政策等の水準を高めるため、自治基本条例に次の必要な条項を追加し、議会の審議をより深め、住民主体の透明性のある開かれた議会に資するということです。

(2)の条文例に入る前に、1行目に書いてあります、第5条を見たいと思いますので、逐条解説の7ページをご覧ください。

第5条の情報共有には、「町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、お互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有します。」ということで、下の解説にもあります通り、この情報というものは、町民との「共有財産」であり、町民主体の自治を実現するための基本であるとの認識の基、町民に分かりやすく提供、説明することにより、情報の共有を図っております。また、情報の共有には議会や行政からだけではなく、町民からの情報発信があってこそ成り立ちますので、それぞれが情報を伝え、共有することが大切ということが基本となるため、「書類番号1」に戻りまして、この基本の基、議会は、政策等を作るときの過程における論点や争点を明らかにする責務があるとしています。

そのため、この自治地基本条例に、(2)の条文を追加し、住民主体の透明性のある開かれた議会にしたいと考えておられます。

では、その追加したいと考えている条文はというと、(2)に記載あります通り、「町長は、議会に政策、施策、事業等（以下政策等という）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程の資料を提出するものとします。」とあります。

まず上から、「政策等の発生源」、「検討した他の政策等の内容」、「他の自治体の類似する政策等との比較検討」、「総合計画等における根拠及び位置づけ」、「関係ある法令及び条例等」、「政策等の実施にかかわる財源措置」、「将来にわたる政策等のコスト計算」とあり、政策等の提案をする際は、これら7つの資料を議会へ提出すると条文を追加したいということです。また、第2項には、「議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行うものとします。」とあります。

なお、裏面の2ページ目には、補足がありますので、ご覧ください。

こちらには、「この条例案は、行政の責務と議会の責務について混在する規定となっているため、先ほど見ました、第2章の「情報共有」の第5条、同じく「情報共有」、第6条の「情報提供」、第7条の「説明責任」、そして第7章議会の第27条「議会の責務」、第8章行政の第32条、「行政の責務」、第33条の「町長の責務」に関係する内容となっております。」とあります。また、②には、「美幌町情報公開条例第20条の「情報提供の推進」の規定にも触れる内容である」ということを補足しております。

	ちなみに、この美幌町情報公開条例第20条には、「開かれた町政を推進するため、保有する情報を積極的に町民の利用に供するよう、情報提供の推進に努める」と規定しております。 このように、議会に第7章の「議会」の部分を見ていただいた結果、このような提案をいただいております。 続いて、次ページの「過去の協議経過」という資料をご覧ください。 こちらには、2の過去経過にあります通り、この条例を作る際に、条例に盛り込む内容等を検討いただいた、町民を中心とした、議会や行政からなる組織の「みんなで創る自治基本条例町民会議」において、「議会」についてどの程度条例に盛り込むべきかどうか等を協議した経過を記載しておりますので、ご覧ください。 まず、この町民会議は全37回開催されておりました、平成22年2月に開催された第18回では、議会の規定について下記のいずれが適当か協議しております、①議会基本条例に委任するという事で、この議会基本条例というものは自治基本条例の議会版とも言える条例でございます、議会の運営をどのように行うかを定めた条例であります。 続いて②従来型ということで、他自治体の自治基本条例のように一般的に規定する。 続いて③一定程度自治基本条例で規定する。 この3案のいずれが適当か協議しまして、委員からの意見として1番多かった③案、一定程度自治基本条例で規定するという事で決定しました。また、「将来的には議会基本条例を制定することを視野に入れて進めていくのが良い。」という意見や、「細部は議会基本条例で規定するという事は避けられない。」という意見が出ております。 第19回には、議会、議員の役割、責務等について協議しております、議会基本条例を早期に制定して欲しいという事前意見がありました。 第20回には、たたき台において、「自治基本条例において議会や議員の責務、議会運営に係る基本事項について規定することや、議会や議員に関する事項は、今後、議会基本条例を新たに制定し、規定されるべきもの」ということを説明しております。 これに対して、委員からは、「自治基本条例の中で議会について細部まで踏み込むことはなかなか難しく、いずれ議会基本条例は作らなければならない。」や、「細部は議会基本条例で規定し、自治基本条例に盛り込むのは基本的な事項のみで良い。」という意見が出ております。 第21回には、たたき台の「議会基本条例を新たに制定し、規定されるべきもの」という事項を、「自治基本条例制定に伴い、現行の議会や議員に関する規定の内容は見直す必要がある。」と修正しております。 そして第27回には、質問等の整理ということで、議会の責務に「予算措置のルールを含め、町との確約を明記すべき。」と議会側から意見があったということを説明し、町民会議での委員からの回答としまして、「地方自治体の最高規範として位置付ける本条例の性質から、予算措置や議会と行政の確約的な事項の規定はなじまないものと判断する。」としております。 なお、「議会に関する規定がなければ真の自治基本条例とは言えないため、議会のことを規定している。」と、中間報告会の事前説明でも説明しております。 以上、議会からの提案について説明させていただきましたので、委員の皆様、この提案について条例の見直しが必要かどうか協議いただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
--	--

村口会長（司会）	ただ今書類番号１の説明がありましたが、これについて意見はありませんか。
一同	（なし）
村口会長（司会）	特に意見はないので、これまでの経過を踏まえ、議会と行政の確約みたいなものはこの条例に馴染まないと判断しておりますので、条例を見直さないものとしてよろしいでしょうか。委員の皆さん、どうでしょうか。意見がないので、了承していただいたものとして良いですか。 議会からの提案につきましては、条例の見直しは不要ということでこの委員会の意見として。
大平委員	よろしいですか。この議会からの提案について、我々は、こういう提案が議会からありましたから、提案のあったことについて「審議してください」ということですか。
小室政策主幹	はい。審議してくださいということですので、議会側は、この条文例のように、条例に盛り込んで欲しいと言っています。
村口会長（司会）	今書類番号１の説明をしていただきましたが、それに対しての意見が何かないかということです。 意見がないので、これまでの経過から、条例を見直さないという方向だと考えました。
大平委員	議会から提案されている内容というのは、こういうことが必要ではないかということで、それを、必要でないという判断をしたということになるのか、ちょっと時間かけてもう少し検討したら良いのではということになるのか、これは見直した方が良いという意見なのか。 意見が何もなかったというのは事実だけど、それで見直しの必要がないという判断をすると、一人一人が良いということなのかちょっと分からないから、もう少し議会の意見を直接聴くとかそういうことが必要ではないかという判断もあるかもしれないし、「見直す必要がない」という判断をするのか、そこらへんが少し曖昧な感じなので、もう一度整理した方が良くかなと思います。 よろしくお願いします。
村口会長（司会）	それでは、何も質問がないですが、事務局として見直さないと判断をするのか、再度検討するのか。
広島総務部長	少し説明をさせていただければ、議会からこういう提案がありました。今会長がおっしゃったことは、資料の、過去の協議経過の中で、これは自治基本条例を制定するときに様々な分野について検討されたということで、議会に対する条例の中身について議事録の抜粋をしたものです。 この中でいけば、町民会議としての一定の方向性としては、「細部については自治基本条例に盛り込むべきではないという前提で自治基本条例が制定されているということがある」ということで、その協議経過についてお示ししたものが、２枚目の資料ということでございます。 今回、議会の方から提案のありました内容について、こういう過去の協議経過を踏まえた中で、現在の自治基本条例の中に加えるべきかどうかという協議をいただきたいというところです。

	もう少し説明をさせていただければ、先ほどの協議経過の中にもあるのですけれど、議会基本条例を、多くの自治体ではないですが、持っているところがございます。 自治基本条例は、行政、議会、町民の、全ての理念として作った最高規範でございますけれど、議会基本条例というものは、議会としてのあり方について規範したものです。そこには多くの自治体では細部について謳われているということなので、この過去の協議経過の中でも、そういった細部のものについては、将来的に議会基本条例を制定しながら、議会の細部についてはこの条例で規定すべきだろうということで、今の自治基本条例が制定されたという経過がありますよという説明でございます。 今回出された内容については、おそらく議会の審議の中で、行政としてはこういう分野での資料を提出しなさいということが大きな提案の内容でございます。 こういう内容について自治基本条例に謳いこむことが適正かどうかということを協議いただきたいということでございます。 このことについて委員さんの意見があれば、意見を出し合った中で、どういった形で整備を図るか、結論をいただければと考えております。 そのため、意見がないから改正の必要がないというよりも、今の自治基本条例に溶け込ますことが本当に適正かどうかという判断を、今回の議会からの提案に対する本委員会での協議を願いたいというところでございます。
熊崎委員	議会基本条例というものは既にあるのですか。
広島総務部長	ないです。 この自治基本条例を作るときに議会議員の代表の方も入って制定をしていて、そのときに議会の規定について相当なやり取りがあったと思いますが、先ほどの経過の中で説明した通り、細部については議会基本条例で謳うべきであって、最高規範の自治基本条例の中に細かいことは、議会と行政のあり方だとかは謳うべきではないということが、最終第27回の当時の委員会として出した結論だろうと思っています。こういう考えに則って出来たのが今の自治基本条例だと思います。
大平委員	よろしいですか。 議会側からこの条文例を出して来たということは、これがないと、この内容というものは、町側からはなされない状況があるということで出して来ているのか、その辺はどうか。
広島総務部長	その辺は議会に聴いてみなければ分からないところではありますけど。
大平委員	今ここで我々に出されても、細部だと言えば細部なのかもしれないけど、極めて判断し辛い。細かいというような内容でもない感じもするし、これがなぜ今出されてきているのか。町長は議会に対してこういうことを明確にして、論点や争点を少しでも分かるようにというか、物ごとを決めるに当たって賛否両論あったり、色々あるから、そういったことを議会に提案する場合にも分かるようなものをきちんと出してくださいということと言っているのだと思うけど、そのことについては非常に重要なことだと思う。 それがこうやって条例上謳わないと、今それが十分なされてないから

村口会長（司会）	か、それもよく分からない状況があるので、今日ここで判断し辛いというのは、私個人として感じている。
広島総務部長	事務局はどうですか。 条例に規定しないと、こういうことが行政側から議会の方に提出あるいは提案されないかということ、多分そうではないだろうと思っております。 ただ、何かの政策提案のときに、この7項目が全て網羅されているかということそうでもないかもしれないところもあるかと思います。 それは様々な場面で、行政が執ろうとしている政策についての立案過程だとか、あるいは管内の他の市町村の状況だとか、予算の状況というのは変わってきますので、そのことを提案のときに全てご説明出来るかということそうでもない。本当に大事な政策を行政側が提案するときには、それぞれの委員会の方には説明させていただいておりますので、その中では、そういった細部等々含めた説明はされているのだろうと思います。
村口会長（司会）	大平委員はこの7項目のうちどの項目がおかしいというのがあるのですか。
大平委員	7項目がおかしいということではなく、この議会側から提案されている理由と、具体的にこういう形で盛り込んだらどうかという提案。具体的な中身というよりは考え方や示された内容というものを今言ったように、一つ一つどうなのかということも、この段階では少し判断し辛いというのが、私の受け止め方です。 変な話、町の事務局側のこれに対する捉え方としては、町はされる側で、「議会は町に対してこういったことを明確にした内容で提案するようにしなさい」ということになるわけだね。 さっき部長が言ったとおり、必ずしも今までの提案のときに、基本的にはこういうことをベースにして、提案はしているけれども、100%このことが全て出されているかというのは、「色々な場合がある」ということを言っておられると思うので、だから私も判断するに当たって色々なことがあるので、議会側の提案された側の考え方も聴いた上で判断した方がよろしいのではないかとということが、今日の私の意見です。 その必要がないと皆様が思うのであれば、それはそれで多数の意見に従うのは、やぶさかではありません。 私の意見としては、こういった提案をされた内容についてもう少し議会側から詳しく聴いた上で判断した方が良いのではないかとということです。
広島総務部長	議会の意見を聴くことが必要であれば、この委員会で聴いていただきたいと思いますけれど、事務局として提案させていただいているのは、盛り込む、盛り込まない以前に、「自治基本条例の最高規範に落とし込むことが必要なのではないでしょうか」ということです。こういうものを規定していくと、「細部を全部自治基本条例の中に謳い込こんでいかないと出来なくなりますよ」ということであれば、「自治基本条例の最高規範としての性格がどんどん失われていくのではないのでしょうか」ということで、前の検討経過の中で、そういうものについては、議会基本条例の中で落とし込むべきだろうということでの結論が出た経過があるという説明をさせていただきました。 今回、議会から挙がってきている部分については、参考資料としてそ

	れぞれ、栗山、福島、芽室の議会基本条例に基づいてやっていますということです。 議会は議会としての審議をどうしていくかという基本的な考え方について基本条例を定めて、細部と言いますか、政策決定過程についての資料として、議会の基本条例の中で求めているということで、おそらく「自治基本条例の中にこういうものを落とし込んでいる条例はあまりない」と考えておりますよというのが、事務局の考え方でございますので、それらを踏まえて議会の考え方の話を聴くことが必要であるということであれば、これは議長から出ていますので、議長が良いのか、どなたが良いのか分かりませんが、これは議会の方に話して、そういうことを設定することはやぶさかではございませんので、そういうことも必要かどうかを含めて、この委員会の中でお話をいただければと思います。
志布委員	ちょっと私も分からないのですが、この議会基本条例というのは、議員さんたちの議会の中で独自に自分たちが基本条例を作ろうとして作られているということですか。 町がこういう風に作った方が良いと言って作るのですか。
広島総務部長	いいえ。議会議員で。
志布委員	議会の動きですよね。美幌町の場合は、議員さんたちはこっちの方にこういうことをして自分たちがこういう風にしましょうという動きはないのですか。
広島総務部長	そこは詳しくは聴いてないですけど、おそらく最初に自治基本条例が制定されたときに、議員さんも入った協議の中では、そういったものについては、議会基本条例を制定して、その中で規定すべきだという意見は出ているので、その時の委員さんも議員としてまだいらっしゃる方もいますので、基本経過は分かっていると思うので、そういうものの内容については最終的に議会基本条例を制定しないという想いを持っている議員さんもいらっしゃると思います。
志布委員	だけど未だ出来ていない。美幌町の場合、自分たちの町の条例を作ろうとして見直したりしているけども、議員さんたちはその時は関わっては来たけど、自分たちのところはまだ動いていないという形ですね。 それで町の方に「こういう風に入れてください」というこの部分を持ち込んで来たというのは何か意図があるのかな。
広島総務部長	協議経過は分かりませんので、その意図は分かりませんが。
熊崎委員	僕は何となく、この条文を入れて欲しいと言っているのは、つたない頭のイメージでは、憲法を改正しろと言わんばかりに感じてしまいます。理念として存在している大きなものの中に、さっき言った具体的なものを入れるというのはどうなのかと。だったら、憲法の中に含まれている法律を守りなさいって言われている部分から、例えば、「自治基本条例の中に議会基本条例を作って順守してください」と書いてあるのであったら、今度は議会基本条例を作りましょうというお話で、細部のところになっていき、そっちを直したりどうするとかって考える方がまだ良いのかなと思って、何となく今の話を聴いていると、議会と行政の話になっているであろうことを、自治基本条例の中に盛り込んでおいてください

	よとされているだけに聴こえてしまっています。それが微妙だと感じた次第でした。
伊藤委員	この5条の部分だけ詳しく書いてあって、後の条例には細部まで書いていないことになり、全部の章と条文が詳しく記述しないとなぜ5条だけという話になる。それだったら、そっちでやってもらった方が良いのではないか。
熊崎委員	逆に縛られてしまいそうな予感がする。それを縛るのは、もっと別の条例の方が良い気がします。
伊藤委員	ここでやるものではないのかなと思ったりもしたのですが。
熊崎委員	先ほどおっしゃったみたいに、なぜこれを入れて欲しいと議会が言って来たのだろうかという意図の部分が一瞬気にはなるのですが、それはここで決めることでも考えることでもないのではないかという感じもしないでもない。個人的に知りたい気持ちはあるけれど、この委員会で審議はちょっと。
伊藤委員	お話していただけるのだったら、議長でもどなたでも構わないですけど、もししてくれるのならそっちの方が良いのかな。
熊崎委員	そうしたら、例えば、「やっぱり、自治基本条例に入れなくてはならないことかな」と出て来る可能性がある。選択肢が増えるかもしれないですね。
村口会長（司会）	どうですか。 今言ったように、議会に聴きたいようなことですね。
広島総務部長	必要であれば、調整をいたしますけれども。
村口会長（司会）	それで、一回議会に調整を掛けて、どういうことか7項目について説明を受けて。
伊藤委員	その方が良いのではないかな。
熊崎委員	なぜこれを入れたいと思ったのかという話がこちらから出てきたときに、そうしたら「そういうのだったら、自治基本条例に盛り込まなくても良い」という話になるかもしれない。それは議会上、「議会基本条例を作っていただいて、そちらに盛り込んでいただく形の方が良いかと思います。」という様に。
伊藤委員	そういう形になるかもしれないし、せつかくだから自治基本条例に入れても良いのではないかなとなるかもしれないし、考えというのは分からないですね。
村口会長（司会）	どうですか、一度議長さんに来てもらって。
広島総務部長	皆さんが、その必要性があるというのであれば事務局として調整します。

村口会長（司会）	どうですかね、この7項目について、議会の議長さんから出ていますので、その説明をしてもらうというのは、必要あると思いますか。
熊崎委員	盛り込んで欲しいと言っているのですからね。
村口会長（司会）	22年に18回、19回に答申が出ているので、この内容とか色々関係しているのではないかな。
熊崎委員	協議した結果、入れない方が良いのではないかなという部分がありますが。
村口会長（司会）	そちらの方は声がないですけど、山野寺委員どうですか。
山野寺委員	この中身の見直しは、条例が当初と変わっていればというところで見直しているのでしょうけど、「我々の感覚でそれを審議してください」という話だと思うので、議会がどうこうというよりも、我々が必要ないと思ったら必要ない判断すべきではないかと思います。ここに書いてある通り、当初制定した時に、何度も審議して色々な意見があった中で先ほど会長が言ってくれましたけど、27回目の意見として出されたところから、状況的には変わっていないと思うので、馴染まないのを入れるべきではないという判断で、私は良いと思う。議会のどうこうよりも、我々の判断というか、この条項を入れて欲しいと我々が思うのだったら入れるべきですけど、それは議会と町でやるべきだと、私は思うので、入れなくても良いと思います。
村口会長（司会）	そうしましたら、この条例の改正提案についての説明を求めるかどうかというのは。
山野寺委員	私の意見で言えば、いらないと思います。
村口会長（司会）	皆さんは説明を求めるという意見ですか。 求めて欲しいということになれば考える。
広島総務部長	委員の皆さんが是非ともということであれば、それは議会側に話して、説明をいただきますけども、今回、自治基本条例の見直しの中で、当初制定した自治基本条例が経済情勢だとか社会情勢の変化によって今、この条例自体が適合していない、ふさわしくない条項があれば改正することを審議していただきたいというのが、町長からの諮問としてあった内容でございます。この時に相当な時間を要して、相当な回数の協議をして、自治基本条例を制定した。そのことの自治基本条例は基本理念ですから、細かいことは謳わない基本理念、町民の町政に対する基本理念、行政の町政に対する基本理念、議会の町政に対する基本理念、これを謳ったものが自治基本条例であることからいけば、大きな社会変化だとか、そういったものがあるかどうかの判断をしていただきたいというのが自治基本条例の見直しについての諮問であると認識をしていただいた中で、ご判断していただければということで、その上で、是非とも議会側の意見も聴いてみたいと。これは、盛り込む盛り込まない別として、議会側の意見を聴きたいということであれば、その調整を図りますので、必要かどうかを諮っていただければと思います。
村口会長（司会）	今の総務部長の説明で、議会からの説明を求めるかどうか、皆さんは

	どうした方が良いと思いますか。 10月の末までには、町長から美幌町自治基本条例の見直しについて色々話し合っただけで答えを出して欲しいということで、今までずっと説明してもらったのですが、どっちにしても早くやらないと、いつまでたっても決まらないですね。だから、説明を受けるかどうか。
熊崎委員	多分、これは説明を聴いて、ものすごく納得のいくものであったとしても、盛り込まないような気がします。それは、むしろ納得のいくものだとしたら「議会基本条例を作ってください」と話をするような気がします。僕は聴いても聴かなくても、盛り込まないと思います。
村口会長（司会）	この7項目ですか。
熊崎委員	7項目は。それが多分、自治推進委員会の意見だと思いました。
大平委員	私は、色んな方の意見や事務局の話を聴いて、ちょっと条文をもう一回見たけど、確かに議会側から言っている条文例というのは、情報の共有という第6条を見ても、適切な時期に適切な方法で分かりやすく提供するという謳い方で大括りにしていて、大体がそういうパターンで来ているので、この条文を基本条例に入れるということは馴染まない、それは間違いない判断になるのかと思う。ただ、議会がなぜ、そういうことを出して来たのかということ、議会基本条例は議会が提案するので、そのことはどういう状況なのか、そういうことはちょっと聴いてみたいと思います。聴く必要は来てまでではないけれど、事務局から議会側に議会基本条例の制定の動きと、今回の提案は、そっちの方に参考例としては基本条例の中で出ていると言っているわけですから、議会の方でそういうことを含めた条例制定に向けて進めて行くことの方が良いのではないかという受け止め方があるということを伝えて、その反応を次回に来ているのであれば聴かせていただければと思っています。今、山野寺さんや副会長が言っている通り、この内容をここに入れ込むというのは馴染まない感じは、私もします。
広島総務部長	今、大平委員からあった、議会基本条例の制定に向けた議会としての考え方は、こういう内容でいけば、「議会基本条例に制定することが望ましいのではないか」という委員会の中での話が多かったと。その中で議会基本条例をどの様に議会として考えているのかということについて確認をさせてくださいという話は、事務局を通して議会の方にはさせていただきますので、回答いただけるか分からないですけど、一応、事務局の方にはそういう話をさせていただいて、次回、返答が来れば、そのことについては、お知らせしたいと思います。
小室政策主幹	もう一度、「議会基本条例制定の動き、過去の経過的にこういうことを言われているはずだけど、動き的にはどうなっているのか」というのが1つと、その経過からは分からないですけど、「なぜこの条文を自治基本条例に盛り込みたいという意見が出たのか」、その2つを聴いて欲しいということでよろしいですか。そして、議会の方々を呼ぶということではなくて、事務局と対議会側のやり取りで、そこを聴き出して欲しいということで、それを皆さんにお渡しするという事です。
大平委員	さっき言った様に、これがないからといって、今、こういうことが実現されていないのか、多分そういったことも含めた向こう側の問題意識

	はどこにあって、こういうが出て来たのか、聴いていただければ、より分かりやすいなど。
村口会長（司会）	そうしたら、事務局に任せて向こうの事務局に説明をしてもらって、それを教えてもらおうと、それでよろしいですか。
大平委員	私は、それでよろしいです。
村口会長（司会）	では、そういうことで、議会事務局に確認してください。
広島総務部長	はい。
村口会長（司会）	これでよろしいですか。説明を事務局同士でもらう。 その他に何かありませんか。良いですね。 事務局同士で話し合って説明してもらいます。
広島総務部長	はい。
小室政策主幹	それは、次回の時にお話しをした方が良いのか、こういう状況が分かったら、予め流した方が良いのか、どちらが良いですか。
村口会長（司会）	次の委員会の時で良いです。次の委員会までに確認しておいてください。
広島総務部長	次回いつ頃かは、多分、条例の見直しの是非によって変わって来るのかと思いますけど。
小室政策主幹	先ほど部長が言っていたと思うのですが、10月末くらいを目途に答申いただきたいと町長の示しですから、それまでに出すということは、10月上旬から中旬の間位に一回やって、下旬に答申の最終の案で町長に答申をするという形に持って行けたらと思います。
村口会長（司会）	それでは、結論として、事務局同士で話し合って、次回の委員会に説明をしていただくと。それでよろしいですね。
一同	（はい。）
村口会長（司会）	この件についてはこれで終わります。 その他に何かありませんか。ないですか。 それでは、条例の見直しはもう1回、次の会議に持ち越すとして。
広島総務部長	条例に盛り込むことはしないことの結論でよろしいですね。ただ、過程については事務局に確認をしていただきたいということでよろしいですね。
村口会長（司会）	はい。これは一切入れないということで。 引き続き事務局から、書類番号2の説明を受けたいと思います。
長尾政策担当	それでは、続いて書類番号2をご覧ください。こちらにつきましては、事前に委員さんから会議の色々な意見をいただいたということで、チェックシートの提出があったのをまとめておりますので、それについて説

	明させていただきます まず第12条「町民参加の基本」についてです。こちらにつきましては、意見として、「町民が積極的に参加できるようにする」とか「町民もできる限り参加する」といったような文があったら良いという意見をいただいております。こちら第12条には「積極的に」とか「出来る限り」という文言はなく、ただ「町民は町政に参加することを基本とします」となっているため、「町民が主体的に参加すべきだ」という意見となっております。事務局としましては、「参加しない自由」というものもありますが、町民が積極的にということ、町民主体、こちらの意見が基本となって自治基本条例がありますので、答申をする際には、見直しとかではなく意見として記載しようと思っているところでございます。 次の第13条「町民参加の対象」についてです。こちらも同様の意見をいただいておりますが、こちら意見として答申書に記載しようと思っております。 次に第15条「提出された意見等の取扱い」についてです。こちらにつきましては、「町民皆に意見に対する回答を周知できるようにする等の文があると良いかも」ということで、具体的に書くとなると、「広報、ホームページ、回覧」という意見をいただいております。事務局としましては、第2章の情報共有の部分で情報提供等について規定しており、また、周知に掛かる手法についてということなので、条例の見直しではなく、逐条解説の、解説・考え方に謳い込む等の検討をさせていただきます。また、こちらについても、先ほどと同じように、答申の際には意見として記載させていただきたいと思っております。 以上で説明を終了させていただきます。
小室政策主幹	今言いましたけど、この意見はもっともなご意見なのですが、条例改正までは厳しいかなということで、逐条解説なり、意見として答申書に載せるということを皆さんにお諮りしていただければと。
村口会長（司会）	事務局から説明がありました、書類番号2の意見等ありますか。内容的に良いですか。
一同	（はい。）
村口会長（司会）	他に意見等ありませんか。 事務局から、他に説明等ありませんか。
長尾政策担当	次に進めても良いのでしょうか。
村口会長（司会）	はい。
長尾政策担当	<u>（２）その他</u> それでは、その他ということで、資料番号3をご覧ください。今の会議の中でスケジュールも変更になって来る部分もありますので、9月下旬から10月上旬に答申を作成となっているのですが、一応、中旬にお集まりいただくということでお話ししておりましたので、後日調整をさせていただきます。 続いて、11月上旬に第3回庁内推進委員会ということで、こちらはなるべく動かさないように10月末、11月上旬ぐらいまでには答申をいただいて、報告をさせていただきたいと考えております。また、下記

	の「条例の見直しが必要と判断された場合」については、必要がないと判断されましたので、予定を全て削除ということでお願いします。 それと、今まで前回、前々回において、自治基本条例の説明をさせていただいて協議を重ねて来ましたが、条例全体の中で何か質問等があれば今お受けして、中旬の会議に説明させていただきたいと思いますが、何か全体を通してないでしょうか。
山野寺委員	見直しが4年に1回とか、大分期間が空いているので、今回出て来た委員さんも中身をまず理解するのに時間が掛かったり、論点の理解がなかなか追いつかなくて見えて来なかったりというところで、会長から説明されたり、事務局から詳しく説明をいただいているのですが、何か論点が分かるような次第を用意してもらって会議をさせてもらったら考えやすいのかなと思ったので、次回の参考にしていただければと思います。
広島総務部長	全くその通りだと思います。町長の任期の間に見直すことになっているので、4年に1回ですけど、次回の見直しについては、4年に1回となっていますが、大きな社会情勢の変化があったら、その都度開かなければいけないと思っていますので、次回、見直しに係る部分については、山野寺委員の意見を踏まえた形で、もっと効率良く理解をいただきながら判断できる様な会議のあり方について考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
村口会長（司会）	それでは、これまで色々協議を重ねて参りましたが、自治基本条例の見直しについては、委員の皆さまと検討した結果、見直しの必要はありませんが、答申の際には、この委員会で出ました我々の意図をお伝えしていただくこととして、よろしいですか。
一同	（はい。）
村口会長（司会）	ありがとうございます。 では、そういうことで同調していただきましたので、よろしくお願いします。
広島総務部長	はい。
村口会長（司会）	それでは、この委員会において皆さまよりいただきました意見については、答申の際、必ず町長にお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いします。 お陰様で、この様な推進委員会での考えを示すことになりました。今後ともご協力をお願いしたいと思います。 続いて事務局から何かありませんか。
長尾政策担当	はい。書類番号4についてですが、こちら答申の話は浮いた状態になっておりますので、次回説明ということで、中旬に合わせて説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
小室政策主幹	前回、見直しをした時の答申の内容となっていますので、全く同じ様なことにはならないと思いますが、意見が出たものについて答申書を作成したいという参考として見ていただければ思っております。
村口会長（司会）	ただ今、事務局から説明ありましたが、何か質問ありませんか。

一同 長尾政策担当 村口会長（司会）	（なし） すみません。もう１点だけ。 お配りした封筒の中に日程調整表が入っているのですが、１０月の下旬と上旬になっていますので、回収させていただきまして、再度発送します。 他何かありませんか。ない様ですので、これで本日の会議を終了したいと思います。今日は、色々なご意見をありがとうございました。事務局に議会の事務局と調整をしてもらって、次の委員会で説明してもらうようにします。今日は、どうもありがとうございました。 了
---	--